

「うだ・アニマルパークのぱくぱくパーク 2025」
出店者募集について

令和7年9月
奈良県うだ・アニマルパーク振興室

「うだ・アニマルパークのぱくぱくパーク 2025」出店者募集要項

1. 目的

奈良県営うだ・アニマルパーク（以下「パーク」という。）を拠点とし、奈良県東部地域等（宇陀市・山添村・曽爾村・御杖村及び東吉野村）（以下「県東部地域」という。）の食の魅力を広く発信するため、県東部地域の飲食店、製造・販売店及び、県東部地域に関する食材等を活用した飲食物の販売が可能な飲食店を運営する者に対し、出店を募集する。

2. イベント概要

名 称：うだ・アニマルパークのぱくぱくパーク 2025

開催期日：令和7年11月23日（日）

開催時間：10：00～15：00

会 場：県営うだ・アニマルパーク

奈良県宇陀市大宇陀大字小附75-1

出 店 数：5～10店舗程度（予定）

出 店 料：無料

募集期間：7. 募集スケジュール及び応募手順による。

3. 出店舗の営業形態について

① 「フードエリア」

県東部地域の飲食店及び県東部地域に関する食材等を活用した一品料理など、食べ歩きが可能な飲食物の販売。

② 「マルシェエリア」

朝採り野菜や加工品、パンなど県東部地域の製造・販売店及び県東部地域に関する食材を活用した、こだわり商品の販売。（調理を伴わない物販のみのブース）

4. 応募資格要件

次の要件を満たす法人、個人又はそれらにより構成されたグループに限り応募可能とする。

- (1) 県東部地域に事業所を置く飲食店、製造・販売店又は、県東部地域に関する食材等を活用した飲食物の販売が可能な飲食店を運営する者。
- (2) 県東部地域の地域振興に資する出店内容であること。
- (3) 調理工程を含む飲食物の提供を行う出店者は、出店に必要な営業許可を有する者。

- (4) 奈良県中和保健所が定めた「露店形態による営業の施設基準」(別添1)及び「食品営業類似行為に係る衛生上の注意点について」(別添2)に従うこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。
- (6) 暴力団の活動を助長し、又はその運営に資する者でないこと。
- (7) (4)(5)の他に、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないこと。
- (8) その他法令、公序良俗等に違反しないこと。

5. 出店場所・ルール等

○出店場所

- ・パーク内 動物学習館前テント
- ・動物愛護センター ～ テラスハウスまでの園路

※別添3「出店位置図」を参照すること。

○パークが提供できる資材・機材等

- ・テント 1～1/2 張 (1 張 間口 5.4m×奥行き 3.6m 横幕なし)
- ・会議用長机 数台 (幅 180 c m×奥行き 60 c m×高さ 70 c m)
- ・パイプ椅子 数脚
- ・発電機 1 台 (2,900VA) ※応募出店数により、2 店舗共有で使用となる可能性があるため、基本持参すること。

※機材貸出料は無料とするが、発電機に使用した燃料は出店者の負担とすること。

○その他

【搬入について】

- ・イベント開始時間(10時)の15分前(9時45分)までに設営・販売等の準備を完了させること。
- ・荷物等の搬入は8時30分から9時30分までとする。
- ・荷物等の搬入・搬出に伴う車両の乗り入れは、パークが指定するパーク第1駐車場のみ可能であり、園内への乗り入れは厳禁とする。ただし、キッチンカーやその他の出店者がブース以外で出店する場合かつパークが認めた場合に、パークが指示する時間に限り園内への乗り入れは可能とする。
- ・イベント開催中は県が指定する場所へ車両を駐車すること。
- ・搬入・搬出時等は混雑するため、マナーを守り、安全に配慮しルール違反のないよう努めること。

【水道の使用について】

- ・パーク内（動物学習館内）の水道は使用不可とする。
- ・パーク内の排水は生活用水仕様ではないため、食材の洗浄や使用済みの調理器具などの洗浄は不可とする。現場での使用済み調理器具などは拭き取りでの処理を行うこと。
- ・飲食物を提供する場合は事前に下ごしらえをしたものを持参すること。

【ガス・電気の使用について】

- ・イベント実施日には消防の立ち入り検査がある場合があるため、火気（器）の使用は検査員の指示に従うこと。
 - ・各自出店者で必要なものを用意すること。
 - ・プロパンガスやカセットコンロ、発電機を使用する場合は出店応募用紙（様式1）にその旨を記載し、提出すること。
 - ・発電機は原則持参とするが、要望があれば貸出可能。使用後は燃料を満タンにし、返却すること。（貸出数に限り有り）
 - ・プロパンガスボンベ等、火気（器）の配置には充分注意すること。
 - ・ブース内に設置する消火器又は水バケツは、必ず出店者が用意すること。
- ※プロパンガスや発電機等の火気（器）を使用する場合は消火器、水バケツが必要。
- ※発電機以外による電気及びガス等については提供できないため、注意すること。

【出店ブースについて】

- ・開催時間内（10時から15時）は出店物等の撤収はできないこととする。持参した商品等が完売した場合も引き続きPR等に努めること。
- ・ブースには出店者の市村名を記載したパネルをパークにて用意する。商品ポップ等ディスプレイ資材などは各自出店者で用意すること。

【ゴミの回収について】

- ・来園者が気持ちよく楽しめるよう、またパーク内の景観を維持するため、各自ブースでのゴミ回収、来園者へのゴミ回収の声かけをすること。
 - ・出店に際し、搬入等で発生したゴミ、紙皿や割り箸など来園者から回収したゴミについても、出店者の責任で回収し、持ち帰ること。
- ※駐車場や会場トイレへのゴミの投棄など、マナー違反のないように努めること。
- ・回収用のゴミ袋は出店者各自で用意すること。
 - ・随時、ブース内を清掃し、清潔に保つこと。なお、ほうき等の掃除道具も各出店者が準備すること。

- ・定期的にアルコール清掃や、手指の消毒を行うこと。

【食品衛生について】

- ・食品衛生法など関係法令を遵守し、事前に保健所等の指導を仰ぎ、食中毒等の事故を防止すること。
- ・「食品営業類似行為に係る衛生上の注意点について」（別添2）を遵守すること。
- ・出店者の決定後、パークが「食品営業類似行為等実施計画報告書」及び「催事等出店者リスト」を奈良県中和保健所に提出するため、出店応募用紙（様式1）に記載される「提供食品」について、変更及び追加は原則認めないこととする。
- ・取り扱う食品は、奈良県中和保健所が示す「取り扱える食品（簡易な調理加工のできるもの）」（別添4）のみとする。

6. 禁止事項

- ・『SALE』や『値下げ』に該当するサイン等の掲出。
- ・出店ブース外への看板掲示等の他の出店者、来園者への迷惑となる看板等の掲出。
- ・隣接ブースへのはみ出し行為。
- ・マイクや拡声器の使用や周囲の迷惑になる大声での呼び込み。
- ・ブース以外でのショッピングカード等の配布行為。※自ブース内に限り、ショッピングカードなどの配布は可能。
- ・パークで使用禁止となっているおもちゃ等の販売、ポン菓子など大きな音がでるものの実演販売
（例）風船、縄跳び、フリスビー、ボール、バドミントン、ソフトグライダー（紙飛行機等）、スケートボードなど他の来園者に迷惑を及ぼすおそれのあるおもちゃや動物に悪影響（誤飲や驚いてしまう）を及ぼすおそれのあるおもちゃ類。
- ・酒類やたばこの販売 ※出店者の飲酒行為及び喫煙場所以外での喫煙も禁止とする。
- ・安全や品質の保証できないもの、コピー商品、危険物、生き物、賞味・消費期限切れのもの、著作権に触れるもの、その他県が不適切と判断したもの。

7. 募集スケジュール及び応募手順

○募集スケジュールについて

出店者募集要項配布	令和7年9月29日（月）10時から 10月17日（金）17時まで
出店応募用紙（様式1）の提出	令和7年9月29日（月）10時から 10月17日（金）17時まで
出店者の選定	令和7年10月20日（月）から 10月23日（木）まで
出店者の決定	令和7年10月24日（金）

○応募手順

（1）提出書類

- ・ 出店応募用紙（様式1）
- ・ 出店に必要な営業許可書の写し（調理工程を含む飲食物の提供を行う出店者のみ）

（2）提出方法

下記のいずれかの方法で提出すること。

- ① 10. 担当窓口 に記載している住所に持参又は郵送
- ② 10. 担当窓口 に記載しているメールアドレスにメールを送付

（3）応募に関する留意事項

- ① 提出した出店応募用紙（様式1）に変更がある場合、提出後に応募を辞退する場合は、速やかに10. 担当窓口 に連絡すること。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ③ 4. 応募資格要件を満たさない場合は、失格とする。

8. 出店の決定について

出店が決定した出店者には、令和7年10月24日（金）より順次、出店応募用紙（様式1）に記載される連絡先に通知する。

※出店応募者が多数の場合は、抽選にて出店者を決定する場合がある。

9. その他

○イベントの中止について

- ・自然災害や社会情勢等により開催が困難である場合は、パークが開催の有無を決定する。中止する場合は、原則、前日の 16 時まで決定する。
- ・中止の決定がなされた場合は、パークから中止の旨の連絡を行う。また、パークの HP にその旨を告知する。なお、中止決定した場合の出店に係る費用等の補償は行わないこととする。

○出店が不可能になった場合等

- ・出店者は、出店が不可能になった場合は、速やかにパークに報告すること。イベント開催当日に出店が不可能となった場合は、9 時 30 分までに下記の担当窓口まで報告すること。

※出店者に発熱や体調不良者がいる場合、出店を断る場合がある。

○イベント終了後、出店者は「出店完了報告書」を提出すること。※イベント当日、パーク担当者より出店者に様式を配布する予定。

10. 担当窓口（問い合わせ先）

所属：奈良県うだ・アニマルパーク振興室 地域振興係（担当：片岡）

住所：奈良県宇陀市大字陀小附 89

電話：0745－83－2563

Email：kataoka-miku@office.pref.nara.lg.jp